

求償的貿易の発生と必然性の論理

斎 藤 祥 男

〈目 次〉 I 求償的貿易の発生

- 1 古典的求償貿易
 - (1)古代貿易の求償性
 - (2)中世以降の世界の貿易小史
- 2 貨幣経済下の求償貿易性

II 世界大戦後の求償貿易の復活

- 1 現代的求償貿易の発生
 - (1)第一次大戦下のドイツ貿易統制
 - (2)第一次大戦後の求償貿易の復活
- 2 第二次大戦後の求償貿易の再登場
 - (1)戦後世界市場の再編成
 - (2)経済発展の不均衡と双務主義の要請
 - (3)東西陣営内での経済摩擦
 - (4)国際通商秩序からの求償貿易の認知

I 求償的貿易の発生

1 古典的求償貿易

(1) 古代貿易の求償性

古典的求償貿易とは「貨幣を用いない物々交換的貿易形態」をいう。本来、「貿易」とは、異種族あるいは生活圏を異にする地域間での交換関係であって、原始経済の段階における共同体相互の物々交換が原形である。その背景となる社会は呪術的な要素に包まれており、貨幣の登場はなく、所有の概念も確立していなかったので、この種の交換は、いわば贈与に対する反対給付であり、そこに「双務」の默契が自然と醸成されたのである。それゆえに、相手が応じないときや、反対給付がないときは略奪に転化した。

しかし、やがて所有ないし財産の観念が発達し、紀元前2500年以降になると、地中海沿岸にフェニキア、アテナイ、カルタゴなどの都市国家が生まれ、交換が合法的に取引形態をとるようになると、古代の貿易が登場する。貿易を狭義に規定するときは、国境を経由する交易となるから、そこには国の概念を明確に規定しなければならない。

古代では、海路による地中海や黒海、あるいはアフリカ海岸などを経て、インドなど東方世界との貿易を、とりわけフェニキア人がリードしてきたが、紀元前500年以降になるとギリシャを中心とする貿易が栄えた。ギリシャは小アジアやスペイン、フランスなどに大規模な植民地を經營し、植民地の天然資源を開発し、本国との交流・交換取引を活発に行った。その後、紀元元年頃から西暦200年ごろまではローマ人による貿易が続き、そのあと、貿易の支配権がしだいに東方のサラセン人の手に移っていった。

貿易の対象品として、地中海側から東方へ輸出されたものは、ガラス製品、銀製品、真ちゅう製品、金製品、貝殻を原料とした染料、陶器、織物などであり、輸入品としては、穀物、金、鉄、錫などのほか、最重要なものは奴隸であつ

た。古代都市国家は奴隸制に基づいていたのである。

都市国家の貿易は、ラクダを運搬具とした陸路によるヨーロッパとエジプト、アラビア、インドなどのほか、シルクロードも開かれて中国へも及び、海・陸両面の通商がかなり大規模に行われたのであるが、社会経済はいぜんとして自給自足の農業が中心であり、貿易は農業を支える奴隸と、一部の贅沢品を主な対象としていたにすぎなかった。社会の生産物の大部分は、その社会の内部で消費され、わずかの商品が輸出入されていただけであった。この時代における取引形態は、偶然性に左右される物々交換的なものであって、市場関係はなかつたのは当然である。これらの取引は、今日でいう求償貿易の形態であった。

(2) 中世以降の世界の貿易小史

対外商業活動が経済的に住民のすべてに関連をもつようになるためには、生産が自由に行われ、それらが商品化される機会が増大しなければならない。⁽²⁾ヨーロッパ社会では、14～15世紀ごろから貨幣経済が一般に普及し、生産物の商品化が進んだ。世界の貿易は地理的な範囲が広がり、商品交流の規模も増大した。その発端は、1492年のコロンブスのアメリカ大陸の発見と、続いて1498年のバスク・ダ・ガマの喜望峰を経るインド航路の発見である。

スペイン、ポルトガル、オランダ、イギリスというヨーロッパの強国は、アメリカやアジアに広大な植民地をもつようになり、これらの本国対植民地の貿易が活発化し、植民地からは奴隸や金、銀、たばこ、砂糖、香料などの産物の輸入が盛んに行われるようになった。リスボン、ロンドン、アムステルダムは世界貿易の中心となり、植民地貿易の独占権を政府から与えられた(勅許の)貿易会社が数多く設立された[因みにオランダ東インド会社はこの流れにある]。

16世紀から18世紀にかけては、富の主要な源泉は(外国)貿易にあるという重商主義の思想が支配的になり、貿易は一部商人の関与するものでなく、国家の重要な政策対象となった。貿易が国家の盛衰に関する重要事項であるため、植民地での勢力争いや貿易の権益をめぐって、ヨーロッパの強国間ではいくたの戦争を惹き起こすことになった。戦勝をえて、世界最大の植民地保有国となつたイギリスに、産業革命が起つたのは18世紀の後半である。

蒸気機関が発明され、機械工業の出現は応用技術の開発を誘導し、ヨーロッパ製品が世界中に輸出されると、大工業国による原料や資源の輸入も増え、垂直形の国際分業体制が編成されたため、貿易は飛躍的に拡大した。しかし、この黄金時代はさほど長くは続かなかった。後進のドイツや新興のアメリカなどからは、自国の産業育成のための貿易保護主義が起こり、各国の勢力範囲拡大競争の激化は国家間の対立にまで発展し、イギリスとドイツとの対立は第一次世界大戦を惹き起こす有力な一原因となった。大戦時の世界貿易額は大戦前のそれに較べて、半分以下になったといわれている。

2 貨幣経済下の求償貿易性

貨幣経済が一般に普及した14～15世紀において、国家(あるいは地域社会)内部では通貨は購買力の手段として使用されたが、これは対外決済通貨としての汎用性はもっていなかった。輸入貨物は国内市場において市民社会に供され、市民は日常使用のこれら通貨をもって商品を購入できるが、海外(外国)よりの物品入手には、原則としてこの通貨は使用できないから、当然、物々交換の取引が相当長期にわたって継承されたとみられる。

しかしながら、都市国家にせよ、諸都市や多数部族を統合して成立した統一国家にせよ、自己の海外植民地においては自国通貨は通用したので、植民地よりの商品入手にあたっては、本国貨幣による支払い、または、本国通貨表示での相互(物々)交換による相殺取引は、当然のこととして行われている。これは現代の貿易形態でいえば、前者は(植民地交易を貿易とみれば)通貨の国外流通であって、決済に使用される点からいえば対外決済通貨となり、後者は、名目的貨幣表示による物々交換(求償貿易)⁽³⁾のBarter取引形態である。

オランダ東インド会社がバタフィアに設立されて、17～18世紀に対日貿易を長崎出島(最初は平戸)で行ったさいに、日本向け輸出代金を日本の金貨(大判・小判)や銀貨で受領したが、これらの金・銀貨の一部は、バタフィアで貨幣として通用した。また、同社がベンガルのオランダ商館に支払うにあたって、日本より受領した慶長丁銀を現地通貨ロピア(ropia)に改鑄し、現地調達品の代金に充てているし、⁽⁴⁾トンキン(インドシナ半島)の王・王子・高官らに生糸代価を支払う

ばあいに、丁銀100テール(重さ1貫)が80テール(重さ800匁)⁽⁵⁾となる純度にふき直し、純銀の現物引渡しに使用した。これは、日本の慶長丁銀を「銀」という商品として受領したことと同じであり、日本通貨建てを名目とした物々交換ともいえるものである。

さらに注目すべきは、長崎のオランダ商館が持ち込んだ貨物は、当時の日本通貨表示(両)建てであり、受領通貨を引当てにして、日本より輸出する產物を買⁽⁶⁾い付け、当該額を相殺して清算していることである。これはEscrow勘定であつて、現代の Evidence Accountそのものである。すなわち、現代的手法による求償貿易形態の一つを実践していた。

金・銀貨幣が長い間にわたって国際通貨として使用された背景には、金・銀という鉱產品の価値と貨幣表示の価値とが一体となっていたからであり、それだけに金・銀の産出量と保有量が一国の富のバロメーターとして問題視されたし、貿易が現物の金・銀の移動量で制約される結果を招いたのである。

II 世界大戦後の求償貿易の復活

1 現代的求償貿易の発生

(1) 第一次大戦下のドイツ貿易統制

1914年7月31日に、「もっとも尖鋭の戦争の危険の状態」という宣言がドイツにおいてなされた日に、数多くの世界貿易商品の輸出と通過・運送との禁止に関する多くの勅令および、ドイツ帝国首相の補充的布告が発せられた。その内容は、動物および動物製品や、食料、自動車、鉱物、油、鉄道材料、電信・電話器具、飛行船器具、船舶、兵器、弾薬、軍需品、繩帶・医薬品などの製品および原料にまで及んでいる。⁽⁷⁾

外国貿易は、イギリスとの貿易関係や、宣戦布告をもって結ばれた(ドイツ)帝国との通商条約の無効力に関する1914年8月10日のドイツ帝国首相の布告によつて、さらに法律的制限を受けるにいたつた。この結果、ドイツは戦時体制

下においてほとんどの品物を輸出禁止にしたのであるが、ドイツと隣接した中立国とドイツとの間の貿易に対し、イギリスの干渉は甚だしく、ドイツは双方の貿易を著しく制限され、しかも国家的に調整された経済協定によって調節する必要を生じさせたのである。この協定は当然、双務的通商の取決めとなった。

輸入については、1914年8月4日に布告が発布され、戦争継続中は穀物や食料品の多くが無税で輸入できる権限を連邦会議に付与するとともに、デンマーク、オランダからの家畜の輸入を著しく容易にする内容を含んでいた。しかし、その後イギリスから影響された輸入制限政策と、ドイツの為替相場を考慮しなければならないことになった中立隣接諸国とドイツは、輸入の国家的制限と集中化をもたらす結果となつた。⁽⁸⁾ここに報償取引と当時名付けられた求償取引が発生せざるをえなかつたのである。

この求償取引は、1918年夏のドイツ対イスス経済協定にその一例がみられる。⁽⁹⁾すなわち、相互給付なしでは相互的に可能とならないことを約定した、まさに双務的な協定である。

この協定による交換商品の内容は、重要品目については数量を確定し、商品(たとえば石炭)については価格を固定し、特定品目(チョコレート、練乳および果物の缶詰)のドイツへの輸入に対しては、見返りにドイツが(缶詰使用原料の砂糖に対して)粗糖を補償として供給することが、特に記されている点は重要である。

このような双務協定は、ウクライナに対する貿易関係の復活に際しても適用された。すなわち、双方の側において国家の側から定められた組織間の商品交換が実現された。ソビエト・ロシア共和国もまた輸出貿易の独占化を留保し、ウクライナ地方における経済関係面でも独占的形態は維持されたのである。

当然のことながら、当時のドイツ占領下のルーマニアに対する通商協約でもこの双務主義は貫かれている。戦争遂行中のドイツにとって、ルーマニアの穀物と石油は重要な物資であり、その入手に対しては積極的に手がうたれている。特異の例として、イギリスにより破壊されたルーマニアの石油産業に対して、ドイツは技術者と補修資材を供給して、短期間のうちに巨大な石油貯蔵タンクと精油工場を再建し、供給される石油をもってドイツ側の提供費用を offset した。⁽¹⁰⁾これは今日のBuy-backの原形ともいえるものである。

(2) 第一次大戦後の求償貿易の復活

「双務主義の貿易と決済が国際舞台に登場したのは、1930年の世界大恐慌の時であった」というのが通説のようである。この種の双務・求償形態の貿易は、「当時まずスイスで先鞭がつけられ、さらにその後ナチス・ドイツのブロック経済において、当時の蔵相 H. シャハトによって、ナチスの貿易圏で利用された歴史がある」(田浦研一説)。たしかに第一次大戦で多額の賠償金を背負い、対外支払いに苦悩していたドイツが、乏しい外貨を極力使わずに貿易を拡大する手法として、対スイス貿易に双務(求償)協定による清算勘定の設定を手始めに、自己のブロック経済圏にこの網を拡げていったのは事実である。

周知のとおり、第一次大戦後、回復に向かおうとしていた世界貿易に対し、1929年から始まった世界恐慌は多大の打撃を与え、貿易は縮小し、29年から33年までの間に世界貿易額は65%もの減少をみた。この状況から脱皮するため各国がとった政策は、自給自足による孤立化か、武力を背景に近隣諸国を自国の貿易勢力圏に統合しようとするブロック経済化の道であった。このブロック間の対立が、第二次世界大戦の遠因である。

ドイツ帝国の崩壊から敗戦国ドイツが共和制を施き、ヒトラーが率いるナチスが再び国勢を拡張するによんで、その蔵相に就任した H. シャハトは、有能な経済学者であった。彼はすでに排他的ブロック経済を形成していたポンド圏やフラン圏に対抗して、正貨(金)を用いないで決済可能な協定貿易に着目し、かつて第一次大戦中に経験し実証された清算勘定協定を取り入れた。したがって、ドイツの勢力圏であるドイツ近隣諸国や友好国とに限られるこの種の協定は、当時においてたかだか20程度のものであった。

双務的清算決済システムは、もちろん H. シャハトによって創設されたものではないけれども、シャハトがこのシステムの重要な規範を立てたのは事実である。〔1940年8月4日および9月15日付けの〕フランクフルター・ツァイツング (*Frankfurter Zeitung*) は概要、次のように報じている。

「清算制度はドイツによって創始されたものではないが、ドイツが積極的に発展せしめたものであり、それはシャハトの『新計画』によって三つの重要な規範が立てられた。すなわち、①輸出しうる以上のものを輸入してはならないこ

と、②国民経済上の必要度に応じて輸入商品に段階を付すべきこと、③ドイツ商品を購入する国からのみ輸入すること。」

(当時ドイツの)フンク経済相は、この計画のもとでの清算制度を欧洲経済圏のあらゆる取引に拡大しようとし、双務的清算取引から多角的清算取引にまで発展させることを意図した。この目的のために、ベルリンのドイツ清算金庫を清算中央局(Verrechnungs zentral; Central Clearing Bureau)たらしめて、これにより欧洲各国間の複雑にして無統制な清算方法を、漸次統一的な清算に替えることを進めたのである。

以上の経緯を踏まえて、戦時中のドイツの経済協定と併せて考察するとき、双務的清算協定を通じる求償貿易の登場は、第一次世界大戦時のドイツにおいて最初であるとみると筆者の見解である。

最後に、この当時(第一・二次大戦間)、ドイツの友好国であった日本との間ににおいて、「幻の大バーター商談」が締結されるはずであったという歴史的秘話が残っている。これは、1934年(昭和9年)、「夢の巨大飛行船」といわれたドイツのツェッペリン号と、満州大豆とのバーター取引の商談であった。ツェッペリン社の対日代理店は三菱商事であった。しかるに、1937年(昭和12年)に、大西洋航路に就航中であった同型のヒンデンブルグ号が、アメリカ・ニュージャージー州レークハースト海岸基地での着陸寸前に大爆発を起こし、その惨事の結果この商談も流れたといわれる。⁽¹³⁾

2 第二次大戦後の求償貿易の再登場

(1) 戦後世界市場の再編成

周知のように、第二次大戦で圧倒的勝利を収めた米国は、戦後の世界経済に「自由・無差別・多角主義」の理念を導入し、ブレトン・ウッズ体制として知られるIMF、世界銀行、ガット(GATT)などによるドル支配の世界機構を構築し、自由世界の貿易をリードしてきた。

その背景には、龐大な生産力を背景とした巨額の金。ドルの準備をもった大国であり、戦争で荒廃した西ヨーロッパや日本などを中核とした巨大な自由市

場を創設しようという将来構想をもとにした夢(理想)をもって、マーシャル・プランをはじめとする一連の巨額の援助機構を作り、武器貸与法、UNRRA、海外援助法、相互安全保障法、農産物貿易促進法などをセットして、強力な資金投下活動をなしえたからである。このような米国の政策と動向は、戦後の世界経済の枠組みを決定づける主要な要因であったことは事実である。

一方、社会主義国の中連は東欧諸国を巻き込んで、資本主義に対峙する独自の経済ブロックを形成し、1949年に設立されたコメコン(東欧経済相互安全会議)は、西欧の経済復興や、西側の戦略物資禁輸政策に対抗し、後にECに対立する経済ブロックとして発展した。

これら社会主義国は計画経済のもとに運営され、コメコンの域内貿易は振替え可能ループル(ゴールド・ループル)によって行われているが、金にも域外の西欧通貨にも自由振替えが不能な通貨であり、単なる計算単位にしかすぎず、域内貿易で双務清算勘定による支払い協定を続けざるをえないし、東西貿易や発展途上国との間には、バーター(求償)取引や双務清算支払協定を締結して、硬貨(ハード・カレンシー)を必要としない決済方法に依存せざるをえない状態が長く続いた。

第二次大戦後の世界経済にとって刮目すべき一大変容は、戦前の植民地貿易体制の崩壊であり、縦割り型の垂直ブロック市場の解体である。

^{ほうはい} 戦後澎湃として湧き上った民族運動のエネルギーは、民族の自決を促し、政治的独立の確保は広域の旧植民地に多数の新興国家を誕生せしめたのである。かつての宗主国と植民地との間の貿易関係の崩壊は、工業と農・鉱業の経済外的収奪を含む垂直的貿易依存関係が崩れたことであって、世界経済の位相がまったく変貌したことを意味する。

別言すれば、これらの独立国は、パックス・ブリタニカの世界経済体制、とくにポンド・スターリング・ブロックを解体させる強力なエネルギーとして作用しただけでなく、米国のドル支配構築にとって好餌となった。その反面では、植民地から開放された発展途上国にとっては、先進諸国との間で、国際競争市場において水平的次元に位置して、対等な経済活動の競争者となることを意味している。すなわち、自らの力に依存して、新しい民族国家としての経済

表 2-1 ソ連・東欧・中国の発展途上国への借款供与額

(単位：100万ドル)

ソ連および東欧		ソ連			中國	
1954～62年 合計	内訳		1954～69年 合計	内訳		1956～71年 合計
	ソ連	東欧		1968年	1969年	
4,376	3,098	1,278	6,825	374	462	2,196

出所：フレイ『社会主義諸国貿易の国際決済と金融』1965年、および『アメリカ議会合同経済委員会報告書』により合成作表。

表 2-2 ソ連が供与した発展途上国クレジットの使用状況

(単位：100万ドル)

	クレジット使用額	内訳	
		旧クレジットの元金返済および利子支払い分	新規純使用額
合計	2,372	680	1,692
1954～57年	70	—	70
1958	140	—	140
1959	87	10	77
1960	86	25	61
1961	174	30	144
1962	228	40	188
1963	276	60	216
1964	372	85	287
1965	339	110	229
1966	300	145	155
1967	300	175	125

出所：『アメリカ議会合同経済委員会報告書』

を確立しなければならないという、まことに容易ならざる課題を担う結果となつた。

世界経済が南北の二極化に向かうなかにあって、しかも北側の伝統的工業先進国がブロックを異にするなかで、戦後独立を勝ちとった南の発展途上国は、自らの力による国民経済を確立するため、ソ連を中心とする社会主义工業国の経済援助をテコとし、非資本主義の道を模索するか、米国の援助を受け入れ、ドル支配機構の環のなかにリンクされるか、二者選択の過程では複雑な内部の政治的抗争を伴う国々も多かった。

表 2-3 西側先進国から発展途上国への長期資本および公的贈与の純移動

(単位：100万ドル)

		1964年	1965年	1966年	1967年	1968年
双務的取引	公的 うち贈与	5,254 3,768	5,526 3,717	5,791 3,769	6,112 3,633	6,158 3,397
	民間	2,711	3,573	3,421	3,590	4,844
多角的機関		720	789	802	979	844
合計		8,685	9,888	10,014	10,681	11,846
うち アメ リカ の も の	公的資本 および贈与	双務的取引	3,004	3,213	3,298	3,233
		多角的機関 との取引	204	164	112	310
	民間資本	1,250	1,804	1,295	1,822	2,150
	合計	4,458	5,181	4,705	5,365	5,614

出所：国連「世界統計年鑑」1969年版。

反面、発展途上国の発展の道をめぐって、1950年代以降、米ソを中心とする熾烈な援助競争が展開されたが、経済援助と同時に、通常の貿易取引の分野でも社会主義国との間に密接な経済関係を結ぶことになり、社会主義工業国と発展途上国との間に、双務的清算勘定取引が拡大していった。〔表2-1, 2, 3はそれぞれ東西両陣営の援助概況の一端を示している。〕

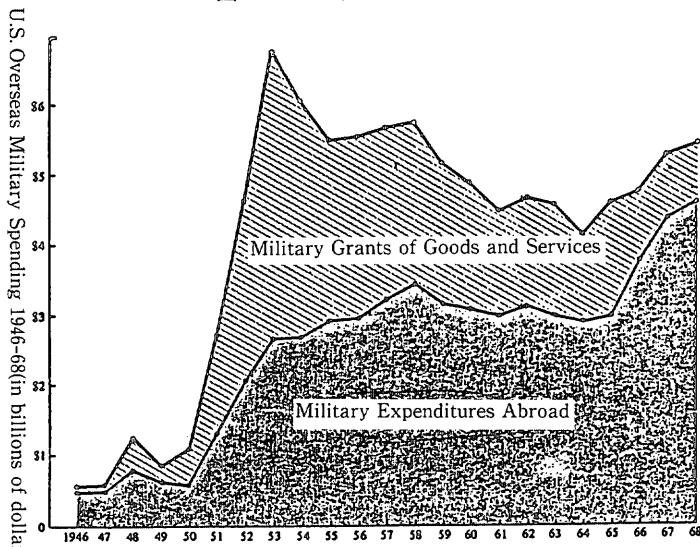
他方、資本主義諸国においても極端なドル不足は、「自由・無差別・多角主義」の理念にもかかわらず、差別的な双務主義(バイラテラリズム)という対立物を発生させ、バーター貿易や双務清算支払い方式の貿易は、発展途上国と先進国間の貿易にも広汎に導入されることになった。

これはとりもなおさず、米国のドル支配による硬貨市場と、ドルの偏在とドル不足を背景に拡大した清算通貨決済の軟貨市場を形成したことになる。

(2) 経済発展の不均衡と双務主義の要請

1950年代は、戦後の復興を終えた西側先進工業国にとっては、めざましい躍進の時代であった。すでに、1953年には西ヨーロッパ諸国の対米国際収支は出超に転じ、日本も商業貿易での収支では、1959年後半では対米黒字を記録して

図 2-1 米国海外軍事支出



出所 : SURVEY OF CURRENT BUSINESS, June 1968, pp. 28-29; March 1969, p. 32.

注: 詳細は後注④を参照。

表 2-4 主要国の IMF 8 条国移行年度

1946年	アメリカ (12.10)
1951年	カナダ (3.25)
1961年	イギリス ベルギー ルクセンブルグ オランダ スランス 西ドイツ アイルランド イタリア ベルギー (以上, 2.10) スウェーデン (2.25)
1962年	オーストリア (8.1)
1964年	日本 (4.1)
1967年	デンマーク (5.1) ノルウェー (5.11)

典拠: IMF 年次報告。

いる。このことは、とりもなおさず、傾向として米国経済と西ヨーロッパおよび日本の経済との間で、発展のテンポが不均衡になってきたこと、すなわち、経済発展の不均衡が生じはじめていたことを物語っている。

ちなみに、1957年末に220億ドルであった米国の金・外貨準備高は、西ヨーロッパに向けて流出はじめ、1958年を境に、以後、国際流動性の動搖期に突入していくのである。これは、ドル偏在の世界経済の構造が本質的に変貌し始めたことを意味するだけでなく、ついにはドル危機が叫ばれはじめたのであった。(この最大の原因是、長期にわたる米国の対外援助とともに、龐大な軍事支出、および民間投資であったが、もっとも非再生産的なものは、軍事支出であったことはいうまでもない。図2-1は軍事支出額の傾向と額を示している。)

一方、国際収支面での安定を見定めた西ヨーロッパ諸国と日本は、1958年から順次通貨の交換性を回復し、IMF 8条国へと移行することになった(表2-4参照)。当然、これらの国を相手国とする清算勘定協定は次々と終結を迎える。これらの国々は貿易における双務主義から漸次離脱する傾向を顕著にした。ちなみに、1960年と61年の四分の一半期だけで、50にのぼる双務支払い協定が終結し、交換可能通貨ベースの支払い協定へと移行している。

表2-5 双務貿易支払い協定の推移

年次別 国別	1960年 3月末	1961年 3月末	1962年 3月末	1963年 3月末	1964年 3月末	1967年 12月末	1969年 3月末	1970年 3月末	1970年 8月末
IMF加盟国間(A)		75	62	70	92	80	63	55	114
IMF加盟国と非加盟国間(B)		150	171	210	218	229	228	240	260
うちソ連・東欧 中 国						187	189	195	218
その他アジアの国営 貿易国						19	17	19	18
キ ュ 一 パ						10	12	16	13
そ の 他						8	7	—	8
合計(A)+(B)	260	225	233	280	310	309	291	295	374*

資料：1970年8月までは『IMF年次報告』('Exchange Restriction', IMF Annual Report), 1970年8月末 International Reports.

出所：日本合成繊維新聞社『スイッチ貿易』より引用。

注：*はうち七協定は無効。

それにもかかわらず、60年代から70年代において清算勘定協定を締結する国々は後を絶たず、戦前わずか20にしかすぎなかった双務協定が、最高時360を超す清算勘定協定が結ばれているのは何故であろうか[表2-5参照]。

第一は、戦後独立した旧植民地の各国が、著しくその数を増やしたにもかかわらず、国民経済の自立が達成できず、米ソ二大陣営の経済的紐帯にリンクせざるをえないことである。発展途上国への巨額の援助にもかかわらず、素原料や一次產品の生産価格と、先進工業国製品の価格間には、比較生産費の観点からみて著しい乖離があり、代替工業製品の登場は、いっそう発展途上国の資源を荒廃のままに放置させる結果を招いている。⁽⁵⁾

ここに「援助より貿易を」の欲求を生み、特恵の供与などがあったとはいえ、基本的な鉄状価格差を圧縮しつつ、自国產品を輸出に結びつけるためには、当面求償的双務協定を導入する以外に打開の道はない。

第二に、社会主义国は双務協定による貿易を通じて、計画経済の目標設定と実行の面から、経済運営上、確実性を増大することができる。これら経済圏にリンクした発展途上国も、当然その長所を吸収しうるのみならず、発展途上国間貿易にも援用し、自立経済達成の一助とすることになる。

第三に、世界貿易市場が先進資本主義工業国と東欧社会主义国に二分され、それら相互間ならびに、それらを相手国とする貿易と発展途上国間貿易を通貨圏で分類すれば、硬貨貿易圏(hard currency area)と軟貨貿易圏(soft currency area)に分割されていく趨勢にあるということである。これは、とりもなおさず国際通貨の流動性問題が根本的に解決されていないという事実を示している。

第四に、東欧を中心とする社会主义諸国が、硬貨圏との貿易により生じた債務を圧縮し、さらには西側市場への接近をはかりつつ、東西貿易の規模を拡大するため、国家間レベルではなく、相手国の民間レベルを対象とした双務貿易として、カウンタートレードを導入しはじめたことである。この方向は、同時に資本主義圏の経済停滞下に市場を求めている西側企業家たちの欲求を充足することになる。

その他、ソ連を核とする社会主义国が、政治的配慮から発展途上国との紐帯を強化するため、経済・軍事援助を含めて双務的貿易・清算勘定協定を締結す

るとか、発展途上国が地域的結合による力の拡充をはかるため、地域経済ブロックが結成され、地域経済ブロックには前提として双務清算支払い協定が締結されているなどの理由による。

(3) 東西陣営内での経済摩擦

双務主義の貿易と決済の登場は、西側陣営内の経済摩擦とも深いかかわり合いをもっている。さきに述べたように、1958年、米国の国際収支が変調を見せ始めた年に、⁽¹⁶⁾ 欧州大陸では西ドイツ、フランス、イタリー、ベネルクス⁽¹⁷⁾ 3国を包含する EEC(European Economic Community)(後にEC)が発足した。これは欧州家族ともいえる経済ブロックの形成であり、米国の巨大経済に対抗する共同市場の創設であった。これに対抗して、1960年5月、英国を中心として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スイス、オーストリア、およびポルトガルの7カ国からなる EFTA(European Free Trade Association)⁽¹⁸⁾ が誕生し、西ヨーロッパの経済圏が二大ブロックに分裂した。

米国は、欧州市場への足場を拡大するための積極的接近行動を促進し、貿易の自由化を叫んで、1962年10月に通商拡大法を制定し、ケネディ・ラウンド交渉をスタートさせた。⁽¹⁹⁾ 1967年5月15日、ホワイト・ガット事務総長は、「ケネディ・ラウンドの基本的な諸点について交渉は成功裡に妥結した」と発表し、5年越しの交渉は一応の成果を得たのであったが、EEC諸国の抵抗によって初期の戦略目標(80%の関税引下げ)は達成できず、米国にとって不満足なものとなつた。米国は、成長する欧州市場から除外されるという恐怖から、関税交渉への徹底的手段をとつたのである。まさに、相対的劣勢に陥りつつあった米国経済活性化への努力であった。

一方、深まるドル危機の救済策として、国際流動性の拡充の名のもとに、1968年によく SDR(特別引出し権)が創設されたが、ここに至る一連の交渉過程は、米国、英国、および EEC 諸国間における激烈な経済抗争といえるものであった。IMF体制の維持を強力に固執した米国と英國に対して、ドルに対する信認に露骨な不安を表し、フランスやオランダは国際通貨を金(gold)と結びつけることを主張し、EEC諸国は基軸通貨ドルの金融節度を強く求めた。まさに、「金

(20) 戦争」であった。

SDR 創設に伴って改組された IMF では、票決権上、従来の米国による独占支配体制が崩れた点は重要である。票決が従来の80%から85%以上の多数決を必要とする改正は、EEC 諸国の賛意なしでは米国が行動できないということを意味する。これは、米国経済の弱体化を露骨に証明することになっただけでなく、後には米国の金融節度の改善を見ないままに、米国の国際収支悪化に拍車をかける要因の一つになっていく。

当時米国は、国際通貨不安の主原因であったドル価値の回復のため、ドル危機を克服の一助として一連のドル防衛策を打ち出し、対外経済援助や海外軍事支出の削減、利子平衡税の設定によるドル資金流出への歯止め、直接投資の規制、バイ・アメリカン(Buy-American)やシップ・アメリカン(Ship-American)を実施し、自国側では保護主義的措置を強化する一方、外国に対しては貿易・為替の自由化要求を強め、防衛分担金や発展途上国援助の肩代りを主張し、ついには外国品の輸入規制を導入するまでにいたったため、西ヨーロッパ諸国や日本との間に、経済上のみならず、政治的対立まで惹き起こすにいたった。⁽²¹⁾ そしてついには、1971年8月の「金・ドル交換の停止」によるドル・ショックへとつながっていったのである。

顧みれば、西側資本主義先進国間における経済的な構造変化は、西ヨーロッパ内部に二つのブロックを生み、南北格差の増大を背景に、LAFTA(Latin America Free Trade Association)⁽²²⁾、CACM(Central America Common Market)⁽²³⁾、CARIFTA(Caribbean Free Trade Association)⁽²⁴⁾、アラブ共同市場、赤道関税同盟、東アフリカ共同役務機構、西アフリカ関税同盟など、発展途上国間の地域ブロック形成に刺激を与えただけでなく、米ドルをはじめとする硬貨圏内での通貨間格差の拡大は、米ドルの弱体化をテコとして国際通貨不安を惹き起こし、国際通商上の制約要因となったことが読みとれる。

1973年、米国は再びGATTに「新国際ラウンド」(後の東京ラウンド)を提唱し、「通商平和か通商戦争か」というドラスティックな呼びかけをする。多国間通商交渉の主要議題となったものは、①関税のいっそうの引下げ、②非関税障壁の軽減、③発展途上国に対する特恵の付与、④共産諸国への最惠国待遇の供与、

表 2-6 米ソ経済交流の状況

プロジェクトの概要		米国側企業
①	(a) 化学肥料工場への技術と設備の輸出ならびに工場と港湾を結ぶ特殊配管、過リン酸肥料原料の輸入。 (b) 見返りに、ソ連から年間1億5000万ドルのアンモニア・尿素・カリを輸入。 (c) 上記のバーター貿易は総額80億ドル、20カ年契約。相手方はソ連工業省。	オクシデンタル石油
②	(a) ソ連でのホテル、トレード・センターの建設。 (b) 固形廃棄物利用技術の提供を交渉中。	同 上
③	西シベリア（チュメニユ）の天然ガス開発計画。米側三社により数十億ドルの投資の見返りに、年間8～10億ドルのガスを20カ年間輸入。米国輸出入銀行と民間銀行がバンク・ローン供与を準備中。	テキサス・イースタン・トランスマッショング社など三社の共同
④	カマ・トラック工場（年産15万台）が購入する製造設備用資金として、米国輸出入銀行が3月下旬初の対ソ借款を供与。	トラック工場用設備供給者
⑤	サハリンの大陸棚の石油・ガス探鉱用に、海洋掘削装置の無料提供を申し出た、とのソ連情報がある。	米モービル石油

出所：朝日新聞。

⑤不公平貿易（輸入）に対する反ダンピング、相殺関税の強化など、米国にとっての市場拡大効果をねらったものであることは周知のとおりである。⁽²⁷⁾

すでに、自由主義先進諸国との国際競争に遅れをとった米国が、新市場としての社会主义国との友好を回復し、維持しつつ、通商量の拡大をはかるため、ニクソン大統領自らが訪ソ・訪中して経済外交の第一線に立ったことも良く知られている。この結果として、中国へのボーイング旅客機の壳込みや、米ソ経済交流の一環として、米国からのソ連化学肥料工場への工場設備と技術等の輸出に対し、見返りに、ソ連から年間1億5,000万ドルのアンモニア、尿素、カリの輸入を内容とする、総額80億ドルという大型バーターが締結された。これはBuy-back型求償貿易としては画期的なものであった。当時の報道は、次のように米ソの経済交流の状況を伝えている（表2-6）。ちなみに、1972年のソ連の対西側貿易は輸出入合計で、第1位西ドイツ（8億8,000万ルーピル）、第2位日本、第3位フィンランド、第4位英国、第5位フランス、第6位米国（5億ルーピル）⁽²⁸⁾

であって、米国は71年の実績の約3倍に近い急激な増加をみせている。

西側陣営の経済が不均衡発展の結果として、国際通貨の動揺をきたし、経済摩擦が激化したなかで、各地域に経済ブロックが登場した。一方のソ連を中心とするコメコン。ブロックは通貨不安から隔離されて、それなりの成長を維持したものの、同地域内でも先進国と後進国を形成する貿易・政策が展開され、その結果、相互に独立した主権国の国家的利益に抵触する実際上の人為的な弊害と矛盾が露呈し、コメコン内部の不均衡な発展が、統一的合意への達成を年を追うごとに困難にさせていった。

(4) 国際通商秩序からの求償貿易の認知

すでにみたように、平時において、双務主義の貿易と決済が国際貿易の舞台に登場したのは、1930年の世界大恐慌のときであった。当時、まずイスズで先鞭がつけられ、その後ナチス・ドイツのブロック経済において、ナチス・ドイツの貿易圏で利用された。しかし当時の双務清算支払い協定の数は、たかだか20程度であって、今日の国際貿易に占める協定数とは比較にならないが、第一次大戦後の保護主義基調のブロック経済においてさえ20程度であった双務清算支払い協定が、今日では約20倍近い数にのぼっていることは注目する必要がある。

これは、植民地経済に支えられた大国に対し、再生ナチス・ドイツが求めざるをえなかった窮余の一策でもあったのと同様に、戦後独立した多数の発展途上国が、自立経済達成を模索してとったやむをえない国策にすぎない。

しかし、資源保有国にとっては先進工業国の必要性から、資金、技術、機材を持ち込んでの開発輸入戦略に応じられ、それに応じた国内経済の開発も可能となるが、発展途上国相互や先進工業国と競合する産品しか産出できない発展途上国にとっては、求償的貿易方式をもって自国の必要財入手せざるをえない。

社会主義経済理念のもとで、ブロック経済を営んできた東欧諸国との間に、これら発展途上国が有無相通ずる交換貿易を行うため、彼等との清算支払い協定を締結することは共通の利益につながるものであり、これが発展途上国間に拡大されたのもまた、まったく自然の成り行きである。

先進工業国の輸出に対し、「見返り購入」を条件に提示する発展途上国に対して、保護貿易的やり方だと決めつけることは、自由貿易の利益を享受できる先進国側のエゴであって、もしそれを主張するならば、発展途上国もそれに応じられる十分な環境と条件を、まずもって整備してかかる義務があるであろう。

資本主義先進国がこれを拒否すれば、これらの国々は社会主義工業国に購入先を切り換え、清算勘定協定を通じて必要とする物資を購入することになる。これでは対自由主義圏貿易は減少以外の何物でもない。

国際経済協力が、相手国経済に寄与し、片貿易による不均衡を是正するなら、⁽³⁰⁾ CPの受諾はこれに適合する。商業採算に乗らないものなら、極力協議して採算ラインに到達せしめる努力も必要だし、それでも駄目なら取引を中止すればよい。しかしもっとも必要なことは、見返り商品の商品化技術を開発・供与し、緩衝在庫を含めた保管・流通機能を拡充し、富の国際的分配に貢献するための戦略をどうするかという、先進工業国に課せられた問題を解決することである。

外貨保有の僅少に悩む発展途上国に対しては、個別的契約におけるCPは、貿易量の減少を抑える意味からも認知する必要があるのではないか。

顧みれば西側諸国は、東西貿易において求償的貿易取引を実施してきた。東西貿易はデタントの象徴であり、いまや平和の維持に必要なツール(tool)として認識されている。

東西貿易は1960年代に年平均10%を上回る伸び率を示し、70年代の急増は、大幅な対西側貿易赤字を記録した。72年と75年におけるソ連の西側市場での大量穀物の買付けは、東西貿易の収支に大きな影響を与えたし、ソ連・西ドイツ間貿易支払い協定の締結、米国企業のシベリア開発への参加構想、東西両ドイツ間の基本条約の締結、それらの関連をめぐって、東西間の金融・銀行協力や産業協力の具体化は、めざましいものがあった。

一方、極東においてもベトナム停戦を迎えた米中接近と、それに続く日中友好条約の締結は、対共産圏貿易に著しい刺激を与え、その後の日中貿易は飛躍的に増大した。

これらの取引には、当然のことながら清算支払い協定が導入され、また相互に目標とする貿易額を含めた貿易協定が締結されている。

わが国の場合でも、民間貿易レベルでの大型協定として、LT 貿易はいまだにその成果の大きさを高く評価されている。

これらの社会主義圏との貿易では、清算支払い協定によるクリアランス・カレンシー(clearance currency)が用いられ、双務貿易に基づいている。特に日中友好貿易時代に開発された輸出先行トーマス方式では、⁽³¹⁾中国の必要とする物資の供給を先行し、後に品目を決定してから見返り輸入を行うという、まさに今日問題となっている CP 方式が用いられた。

経済開発を促進しようとする発展途上国に対し、彼らが必要とする物資をまず供給し、相手側との交渉のうえで輸出国側が見返り商品を選択して輸入する方式は、発展途上国の希望する貿易パターンであるだけでなく、発展途上国に新たな市場を求めようとする先進工業国の戦略の一つでもある。

双務的貿易取引を通じて新市場へ参入することは、競争企業を排除し、自社の取引ルートを確立し、当該市場での集中的(独占的)販路を可能とし、将来における販売戦略上優位に立つことができる。したがって、このような利点を得るために行動するかどうかは、企業自身の問題である。

今日では、東西貿易のみならず、中国を含むすべての社会主義圏との貿易で、双務主義に基づく貿易形態は是認されているだけでなく、西欧企業や米国企業は積極的に東側市場に接近し、西側市場での販売の落ち込みをカバーしようとしていることは周知のとおりである。

概して資本主義世界の景気後退期に、社会主義市場への関心が高まる傾向がある。

一方、西側先進国間にあっても、比較劣位の自国産品と輸入品との間に摩擦を生じ、保護主義的主張が台頭し、オーダリーマーケティングやフェアトレードが叫ばれ、OMA(協定)が結ばれたり、輸出自主規制品目が増加しつつある。

GATT が多国間における国際収支の均衡を目指しながらも、二国間や特定地域との貿易不均衡が是正できない現実から、一方的貿易黒字は悪として非難し均衡化を求める背景には、マクロ的な意味で「双務的」義務があるという主張にほかならない。国際経済が停滞しているときは、各国が自国優先の国内世論に引きづられがちなのは否めない傾向といえる。ましてや、自国経済の不調時

には、非を相手国の輸出超過に求め、一方的な輸出規制を要求する先進工業国さえある。考慮すべきは総体的均衡化へのルール策定であり、これこそが必要なのである。

〔注〕

- (1) 奴隸は、古代においては、敗戦国の人民が捕えられて、商品として取引されたのであるが、この奴隸貿易は様々な変容を経て、近世まで長期に継続した。近世における奴隸は、アフリカなどの未開発地域の部族民が捕えられて、米国をはじめ、スペイン統治下の南米諸地域に売られていった。詳しくは、Roger Anstey, *The Atlantic Slave Trade and British Abolition*, Humanities Press, 1975. および Basil Davidson, *The African Slave Trade*, Atlantic-Little Brown, Boston, 1961. を参照。
- (2) 町田実『国際貿易総論』p. 3, 自由書房, 1972.
- (3) 斎藤祥男『求償的貿易の研究』(第一書林, 1991年刊)第1章 I - 2 -(1)を参照。
- (4) 山脇梯二郎『長崎のオランダ商館』p. 10, 中央公論社, 1980.
- (5) 同上, ただし pp. 11-12.
- (6) 斎藤祥男『求償的貿易の研究』(第一書林, 1991年刊)第3章注(4)を参照。
- (7) Arthur Dix, „Wirtschaftskrieg und Kriegswirtschaft. Zur Geschichte des deutschen Zusammenbruchs‘, *Industrie, Handel und Verkehr*, Berlin, 1920.
- (8) 「報償取引」という訳語は、今日の「求償取引」と同意語として用いられている。ただ強いていえば、双務的約定のもとで、与える側の発想であって、求める側の発想とは逆の立場にあるということであろう。ユー・ラーリン／西村雄三訳編『独逸の戦時経済』p. 203, 白揚社, 1938.
- (9) (7)と同じ。
- (10) ソビエト・ロシアにおける外国貿易の国家独占は、1918年にレーニンにより宣言されて以来である。ヴェ・イ・レーニン「外国貿易の独占について同志スター・リンへの手紙」『レーニン全集(第5版)』第45巻, pp. 333-37.
- (11) 斎藤祥男『求償的貿易の研究』(第一書林, 1991年刊)第1章 I - 2 -(3)参照。
- (12) 日本合成纖維新聞社編『スイッチ貿易』p. 27, 日本合成纖維新聞社, 1971.
- (13) 『わが国における三国間貿易の一考察』p. 46, 日本貿易会, 1983.
- (14) Gordon L. Weil and Ian Davidson, *The Gold War*, p. 27, Holt, Reinhart and Winston, 1970. 斎藤祥男訳「金戦争」『中央学院大学商経論叢』, 1987.
- (15) 発展途上国産品と競合する先進国産品には、綿花(米国, ソ連, エジプト, インド, パキスタン, メキシコ, ニカラグア, ブラジル, アラブ連合), 羊毛(豪州, ニュージー

ランド, 南ア, アルゼンチン, ウルグアイ)などがあり, 代替工業製品としては, 合成ゴム, 繊維, 雲母, ワニス, 硬質繊維, ジュートなどがある。

- (16) 大蔵省地域統合研究会『地域経済統合』pp. 7-10, 日本関税協会, 1969.
- (17) 同上, ただし pp. 64-79.
- (18) ケネディ。ラウンド研究会『ケネディ。ラウンド』p. 1, 日本関税協会, 1967.
- (19) Gordon L. Weil, *Trade Policy in the 70's*, p. 8, Twentieth Century Fund, 1969.
- 伴野志知郎・斎藤祥男訳編『70年代の米国貿易政策』p. 6, 日本関税協会, 1970.
- (20) (14)と同じ。
- (21) 斎藤祥男「国際通貨体制に危機」『貿易と関税』9月号, 日本関税協会, 1971年。
および「ドルショックの政治責任」『エコノミスト』1971年9月20日号, 毎日新聞社。
- (22) 斎藤祥男「ニクソンの海外経済戦略」『エコノミスト』1972年3月14日号, 每日新聞社。
- (23) ラテン・アメリカ自由貿易連合. 前掲書(16), pp. 83-92.
- (24) 中米共同市場. 同上, pp. 93-96.
- (25) カリブ自由貿易連合. 同上, pp. 97-98.
- (26) Harald B. Malmgren, *International Economic Peace Keeping After Phase II*, The Atlantic Council of the United States, 1972. [邦訳書] 宇川秀幸訳『新国際ラウンド』原著者序文, サイマル出版会, 1972.
- (27) 斎藤祥男「新国際ラウンドに向かって」『日本経済・経営の軌跡を顧みる』(第13章), pp. 110-20, 枠出版社, 1980.
- (28) このパートナーコンサルタント契約は, 後に至って米国内で非常に大きな波紋を生じることになる。その詳細については, 筆者稿の次の文献を参照されたい。Yoshio Saito(斎藤祥男)「A New Trend of Barter Trade and Bilateralism」『紀要』pp. 106-7, 中央学院大学総合科学研究所, 1985.
- (29) この間の詳細については, 斎藤祥男「国際経済多極化時代と造船。海運の進路(7)」『造船工業』5月号, 海文堂出版, 1973. を参照。
- (30) Counter Purchase=CPについては, 斎藤祥男『求償的貿易の研究』(第一書林, 1991年刊)第1章 I - 1 -(2)を参照。
- (31) この方式は, 国交未回復時代の中国本土とわが国の貿易において用いられていた。「輸出先行トーマス方式」(Tomas L/C, Export First)はこの一形態である。